

各都立学校長
庁内各部長
多摩教育事務所長
教育庁各出張所長
各事業所長

殿

東京都教育委員会教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕司

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年9月14日付2教総総第1242号「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」の改訂について（通知）」により、徹底した感染症対策と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

本日、東京都は、既に感染状況が、これまでとは全く異なるステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し、「一都三県 緊急事態行動」として、徹底して人流を抑制していくため、都民や事業者に対して、20時以降の不要不急の外出や営業時間の短縮要請、時差出勤等に係る要請を行いました。また、学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。

各都立学校においては、下記のとおり、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策を一層徹底してください。児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、保護者の皆様にも周知いただくようお願いいたします。教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。これから受験シーズンになりますので、受験生がもてる力を十分発揮できるよう、万全の感染防止対策をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただけますようお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を徹底する。

今後、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1 m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 学習活動について

- 1月31日まで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

（例）

- ・ グループや少人数等での話し合い活動
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・ 児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

- 1月31日まで、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

(4) 学校行事について

- 1月31日まで、児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行

事、修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は中止する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。
- 生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要なアルバイトは控える。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）
- 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

○タオルなどを共用しない。

○体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

○同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

○20時以降の不要不急の外出は避ける。

○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。

5 オンライン学習等への準備について

今後、感染の状況に応じて、都立学校ガイドライン(令和2年9月14日)に基づき、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施(分散登校)できるよう、各学校においてはオンライン学習等の準備を進めること。

なお、割合を変えて対応する必要がある場合には、別途通知する。

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

指導部特別支援教育指導課

都立学校教育部特別支援教育課

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

【教職員の服務について】

人事部職員課

【教職員の自宅勤務・休暇について】

人事部勤労課

【ガイドラインについて】

総務部教育政策課

【その他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）